

議 案

第 3 回 玉 名 市 議 会

(定 例 会)

令和 5 年 9 月 1 日提出

第3回玉名市議会（定例会）提出議題

議番号	件名	提案者
69	専決処分事項の承認について 令和5年度玉名市一般会計補正予算（第3号）	専決第9号 市長
70	令和4年度玉名市一般会計歳入歳出決算	市長
71	令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	市長
72	令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	市長
73	令和4年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算	市長
74	令和4年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算	市長
75	令和4年度玉名市水道事業会計決算	市長
76	令和4年度玉名市公共下水道事業会計決算	市長
77	令和4年度玉名市農業集落排水事業会計決算	市長
78	令和5年度玉名市一般会計補正予算（第4号）	市長
79	令和5年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	市長
80	令和5年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	市長
81	玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市長
82	玉名市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市長
83	玉名市民会館条例の一部を改正する条例の制定について	市長
84	熊本市との連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について	市長
85	熊本市との公の施設の利用に関する協定の締結について	市長
86	普通財産の無償貸付けについて	市長
87	教育長の任命について	市長
88	教育委員会委員の任命について	市長

89	公平委員会委員の選任について	市長
90	固定資産評価審査委員会委員の選任について	市長
91	固定資産評価審査委員会委員の選任について	市長
92	固定資産評価審査委員会委員の選任について	市長
報告11	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	市長
12	専決処分の報告について	専決第10号 市長

議第69号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和5年9月1日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

専決第9号

専決処分書

令和5年度玉名市一般会計補正予算（第3号）を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年8月1日

玉名市長 藏原 隆浩

議第 8 1 号

玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 9 月 1 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

玉名市附属機関の設置等に関する条例（平成 2 7 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部玉名市合併処理浄化槽事業審議会の項の次に次のように加える。

玉名市学校給食費検討委員会	(1) 学校給食費に関すること。	審議	1 2 人以内	(1) 児童又は生徒の保護者の代表者 (2) 小中学校の校長 (3) その他市長が適当と認める者	1 年
---------------	------------------	----	---------	--	-----

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行後、玉名市学校給食費検討委員会の委員として最初に委嘱され、又は任命される者の任期は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 6 年 3 月 3 1 日までとする。

(玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 7 年条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 学校給食食物アレルギー対応委員会委員の項の次に次のように加える。

学校給食費検討委員会委員	日	5,800	
--------------	---	-------	--

提案理由 玉名市学校給食費検討委員会を設置するため、条例の整備を図るものである。

議第82号

玉名市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年9月1日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

玉名市空家等対策の推進に関する条例（平成27年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「市」を「本市」に改め、「区域内」の次に「(以下「市内」という。)」を加え、同条第5号中「本市の区域内」を「市内」に改める。

第4条中「ものとする」を「とともに、国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない」に改める。

第9条第1項中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第10条第1項中「第7条」を「第8条」に改める。

第11条第1項中「市の区域内」を「市内」に改め、同条第2項中「において」の次に「、空家等の所有者等に対し」を、「当該」の次に「空家等に関する事項に関し報告させ、又はその」を加え、「又は」を「若しくは」に改める。

第13条中「第15条まで」を「この条、次条及び第15条」に改める。

第14条の次に次の1条を加える。

（適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対する措置）

第14条の2 市長は、空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認めるときは、当該状態にあると認められる空家等（以下「管理不全空家等」という。）の所有者等に対し、法第6条第1項に規定する基本指針（同条第2項第3号に掲げる事項に係る部分に限る。）に即し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。

2 市長は、前項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれ大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その

他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる。

第18条中「第14条第1項」を「第22条第1項」に改める。

第19条中「第14条第2項」を「第22条第2項」に改める。

第20条第1項中「第14条第3項」を「第22条第3項」に改め、同条第2項中「第14条第4項」を「第22条第4項」に改め、同条第3項中「第14条第5項」を「第22条第5項」に改め、同条第4項中「第14条第6項」を「第22条第6項」に改め、同条第5項中「第14条第7項」を「第22条第7項」に改める。

第22条第1項中「第14条第9項」を「第22条第9項」に改める。

第23条第1項中「命ぜられるべき者」の次に「(以下「命令対象者」という。)」を加え、「第14条第10項」を「第22条第10項」に、「その者」を「当該命令対象者」に、「者に」を「者(以下「措置実施者」という。)にその措置を」に、「相当の期限を定めて、その」を「市長は、その定めた期限内に命令対象者においてその」に、「その命じた者若しくは委任した者が」を「措置実施者が」に、「行うべき旨をあらかじめ」を「行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「第14条第11項」を「第22条第11項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前項の措置を講じた後に、命令対象者を確知し、又は命令対象者の所在が判明したときは、その命令対象者から当該措置に係る費用を徴収することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和5年法律第50号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の玉名市空家等対策の推進に関する条例第23条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に同項の規定による公告を行う場合について適用し、同日前にこの条例による改正前の玉名市空家等対策の推進に関する条例第23条第1項の規定による公告を行った場合については、なお従前の例による。

提案理由 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)の一部改正に伴い、条例の整備を図るものである。

議第 83 号

玉名市民会館条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市民会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 9 月 1 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市民会館条例の一部を改正する条例

玉名市民会館条例（平成 17 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。
第 21 条第 1 号中「かかり、又は精神に異常がある」を「かかっている」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 入館制限の対象者を変更するため、条例の整備を図るものである。

議第84号

熊本市との連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について

本市は、熊本市との間において連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を別紙のように締結する。

令和5年9月1日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

提案理由 連携協約を締結するためには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第3項の規定により議会の議決を経る必要があるため。

熊本市及び玉名市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約

熊本市（以下「甲」という。）及び玉名市（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏の形成に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、甲及び乙が連携して、熊本連携中枢都市圏の圏域において圏域全体の経済をけん引するとともに都市機能や生活機能を高めることにより、圏域の住民全体の暮らしを支え、人口減少社会にあっても持続可能で魅力的な圏域の形成に資することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、長期的かつ安定的に統一した共通の理念に基づき、次条に規定する取組において相互に役割を分担し、連携を図るものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が連携する取組並びに当該取組における甲及び乙の役割は、次に掲げる政策分野ごとに、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

- (1) 圏域全体の経済成長のけん引に係る政策分野（別表第1）
- (2) 高次の都市機能の集積・強化に係る政策分野（別表第2）
- (3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る政策分野（別表第3）

（費用分担）

第4条 前条に規定する取組に係る事務を処理するために要する経費については、甲及び乙が協議して別に定める。

（連絡会議）

第5条 熊本市長及び玉名市長は、連携中枢都市圏に係る取組に関し連絡調整を図るため、毎年度、連絡会議を開催するものとする。

別表第1（第3条第1号関係）

圏域全体の経済成長のけん引に係る政策分野

(1) リーディング産業の育成	取組内容	圏域のリーディング産業を育成するため、産学官民が一体となって新事業の創出に取り組む。
	甲の役割	産学官民の連携による新事業の創出のための事業を実施する。

	乙の役割	産学金官民の連携による新事業の創出に甲と連携して取り組む。
(2) 6次産業化及び農商工連携の推進	取組内容	農水産物の6次産業化及び農商工連携を推進するため、熊本ブランドの農水産物や加工品の開発を支援するとともに、販路の拡大に取り組む。
	甲の役割	農水産物の6次産業化及び農商工連携の推進のための事業を実施する。
	乙の役割	農水産物の6次産業化及び農商工連携の推進に甲と連携して取り組む。
(3) 物流機能の強化	取組内容	企業の事業活動を支援するため、熊本港の利用促進に取り組む。
	甲の役割	熊本港の利用促進のための事業を実施する。
	乙の役割	熊本港の利用促進に甲と連携して取り組む。

別表第2（第3条第2号関係）

高次の都市機能の集積・強化に係る政策分野

(1) 高度な医療サービスの提供	取組内容	圏域の高度医療機能の充実を図るため、周産期医療の提供その他の事業に取り組む。
	甲の役割	総合周産期母子医療センターの運営その他の高度医療機能の充実を図るための事業を実施する。
	乙の役割	高度医療機能の充実を図るための取組を甲と連携して推進する。
(2) 中心市街地のにぎわいの創出と交流の促進	取組内容	中心市街地のにぎわいの創出と交流の促進を図るため、高次の都市機能の維持・集積及び都市基盤の有効活用に取り組む。
	甲の役割	高次の都市機能の維持・集積を行うとともに、中心市街地の都市基盤の活用を図る。
	乙の役割	高次の都市機能及び都市基盤の活用に関し甲と連携して取り組むことにより地域の活性化につなげる。
(3) 人材の育成支援	取組内容	地域社会の発展に貢献する人材を確保するため、高い資質を持った人材の育成支援及びそのための環境整備に取り組む。
	甲の役割	高等教育機関と連携して、人材の育成支援及びそのための環境整備に取り組むとともに、高等教育機関の人材を活用して地域課題の解決に努める。

	乙の役割	高等教育機関の人材を活用して地域課題の解決に努める。
--	------	----------------------------

別表第3（第3条第3号関係）

圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る政策分野

1 生活機能の強化に係る政策分野

(1) 地域医療の充実	取組内容	人口減少・少子高齢社会にふさわしい医療提供体制を構築する等地域医療の充実に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して情報共有を図りながら地域医療の充実に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して情報共有を図りながら地域医療の充実に取り組む。
(2) 子育て支援の充実	取組内容	子育てに関する施設又は事業の利用促進及び相談体制の充実に図ることにより、子育てしやすい環境の整備に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して子育てしやすい環境の整備に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して子育てしやすい環境の整備に取り組む。
(3) 高齢者、障がい者等への支援	取組内容	高齢者、障がい者等の安全で自立した日常生活及び社会生活を確保するため、共同して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して高齢者、障がい者等の生活上の支援に取り組む。
(4) DV被害者への支援等	取組内容	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に取り組む。
(5) 公共施設の有効利用	取組内容	公共施設の効果的又は効率的な利用を図るため、共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。

	乙の役割	甲と連携して共同利用の推進等の公共施設の有効利用に取り組む。
(6) 文化及び学術の振興	取組内容	文化財等の歴史的価値を高めるとともに、文化資源を活用し観光客への効果的なアピールを行う等圏域市町村が連携して文化及び学術の振興に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して文化及び学術の振興に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して文化及び学術の振興に取り組む。
(7) 消費者の保護	取組内容	消費者問題について、解決力の高い地域社会づくりを目指し、どこに住んでいても質の高い相談及び救済を受けることができる体制の整備に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して消費生活相談等を行う。
	乙の役割	甲と連携して消費生活相談等を行う。
(8) 空家対策等都市空間に関する課題への対応	取組内容	空家対策等の都市空間に関する課題について、土地利用、まちづくり、地域振興等の様々な観点から、その解決に向けて取り組む。
	甲の役割	乙と意見交換又は協議をしながら地域の実情に応じた対策に取り組む。
	乙の役割	甲と意見交換又は協議をしながら地域の実情に応じた対策に取り組む。
(9) 企業誘致の促進	取組内容	圏域全体で雇用機会の確保を図るため、圏域市町村が共同して企業誘致に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して企業誘致に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して企業誘致に取り組む。
(10) 新規就農者への支援	取組内容	地域農業の担い手を育成し、及び確保するため、就農支援に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して就農支援に係る事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して就農支援に取り組む。
(11) 観光の振興	取組内容	圏域の観光資源を活用して、国内外からの観光客の誘致に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して観光客の誘致に向けた観光振興事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して観光客の誘致に取り組む。
(12) 災害等への対応	取組内容	災害等に的確に対応するため、広域的な防災体制を強化する。

応	甲の役割	乙と連携して広域的な防災体制を強化するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して広域的な防災体制を強化する。
(13) 環境の 保全	取組内容	良好な自然環境を維持し、持続可能な資源循環型の社会を形成するため、環境の保全に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して環境の保全に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して環境の保全に取り組む。

2 結び付きやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 持続可 能な地 域公共 交通網 の形成	取組内容	基幹公共交通の機能強化や公共交通網の再構築等持続可能な地域公共交通網の形成に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して持続可能な地域公共交通網の形成に向けた施策に取り組むとともに、交通事業者及び圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して持続可能な地域公共交通網の形成に向けて地域の実情に応じた施策に取り組む。
(2) ICT を活用 した広 域的な 情報発 信	取組内容	圏域内外に対する圏域情報の発信について、ICTを活用した効果的な発信体制の構築に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して圏域の情報発信体制を構築するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して圏域の情報発信体制を構築する。
(3) 広域的 道路網 の構築	取組内容	広域的な道路網を構築するため、国直轄道路の整備を促進する。
	甲の役割	乙と連携して国直轄道路の整備を促進する。
	乙の役割	甲と連携して国直轄道路の整備を促進する。
(4) 地産地 消の推 進	取組内容	圏域で生産された安心安全な農水産物の消費拡大を図るため、地産地消の推進に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して地産地消の推進に取り組む。
	乙の役割	甲と連携して地産地消の推進に取り組む。
(5) 都市と 農村の 交流の 促進	取組内容	農村地域の活性化及び農村地域への理解の促進を図るため、都市と農村地域との交流に取り組む。
	甲の役割	乙と情報共有を図りながら都市と農村地域との交流に取り組む。

	乙の役割	甲と情報共有を図りながら都市と農村地域との交流に取り組む。
(6) 移住・定住の促進	取組内容	大都市圏からの人口流入を促進し、地域経済の活性化を図るため、移住・定住の促進に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して移住・定住を促進させる事業を実施するとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して移住・定住の促進に取り組む。

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 職員の育成	取組内容	圏域マネジメント能力の高い職員を育成するため、職員の資質及び公務能力の向上に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して職員の資質及び公務能力の向上に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。
	乙の役割	甲と連携して職員の資質及び公務能力の向上に取り組む。
(2) 機関等の共同設置	取組内容	附属機関等を共同して設置する。
	甲の役割	地方自治法第252条の7第1項に規定する規約の定めるところによる。
	乙の役割	地方自治法第252条の7第1項に規定する規約の定めるところによる。

議第 85 号

熊本市との公の施設の利用に関する協定の締結について

本市は、熊本市との間において公の施設の利用に関する協定を別紙のように締結する。

令和 5 年 9 月 1 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

提案理由 他の普通地方公共団体との協議により公の施設を利用に供するためには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 3 項の規定により議会の議決を経る必要があるため。

協 定 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定により、公の施設の利用について、熊本市（以下「甲」という。）と玉名市（以下「乙」という。）は、下記のとおり協定する。

記

- 1 協定の趣旨 甲及び乙は、次項に規定する公の施設において、相互の住民への図書資料の貸出し（以下「貸出し」という。）を実施することを承諾する。
- 2 対象となる公の施設 図書館法（昭和25年法律第118号）に基づく図書館のうち甲及び乙が設置するもの並びに熊本市公民館条例（昭和43年条例第16号）に規定する公民館及び熊本市男女共同参画センターはあもにいに附属する図書室
- 3 施設の利用関係 貸出しは、前項に規定する公の施設を設置した市の条例、規則その他の規程の定めるところにより実施するものとする。
- 4 経費の負担 貸出しに係る経費は、それぞれ第2項に規定する公の施設を設置した市が負担する。
- 5 その他 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市

代表者 熊本市長

乙 玉名市岩崎163番地
玉名市
代表者 玉名市長

議第86号

普通財産の無償貸付けについて

本市は、普通財産を次のとおり無償貸付けするものとする。

令和5年9月1日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

1 土地の表示

玉名市高瀬字魚屋町155番1

669.96㎡

2 貸付期間

令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

3 相手方

玉名市高瀬155番地1

NPO法人高瀬蔵

理事 猿渡 公予

提案理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定による。

議第87号

教育長の任命について

本市教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年9月1日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1

ふくしま かずよし
福島 和義

2 略 歴

学 歴

昭和56年 3月

経 歴

昭和56年 4月

平成 9年 8月

平成15年 4月

平成18年 4月

平成20年 4月

平成23年 4月

平成25年 4月

平成28年 4月

平成30年 3月

令和 2年12月

提案理由 教育長福島和義氏が、本年12月3日に任期満了のため。

議第 88 号

教育委員会委員の任命について

本市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 9 月 1 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

1

くまべ ちこう
隈部 知更

2 略 歴

学 歴

平成 14 年 3 月

経 歴

平成 2 年 4 月

平成 15 年 4 月

平成 15 年 4 月

平成 15 年 4 月

平成 27 年 11 月

提案理由 教育委員会委員隈部知更氏が、本年 11 月 29 日に任期満了のため。

議第89号

公平委員会委員の選任について

本市公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年9月1日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1

はやしだ まさこ
林田 優子

2 略 歴

学 歴

昭和37年 3月

経 歴

昭和37年 4月

昭和57年 6月

昭和61年 4月

平成11年 4月

平成19年12月

平成27年 7月

提案理由 公平委員会委員林田優子氏が、本年11月30日に任期満了のため。

議第90号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年9月1日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1

はじめ ひろこ
一 廣子

2 略 歴

学 歴

昭和46年 3月

経 歴

昭和46年10月

平成25年 3月

平成29年11月

提案理由 固定資産評価審査委員会委員一廣子氏が、本年11月29日に任期満了のため。

議第91号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年9月1日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1

なかの ゆきこ
中野 幸子

2 略 歴

学 歴

昭和49年 3月

経 歴

昭和51年 4月

平成26年 4月

平成27年 4月

平成28年 3月

平成28年 4月

提案理由 固定資産評価審査委員会委員平川優美子氏が、本年11月29日に任期満了のため。

議第92号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年9月1日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1

つぎき のぶひろ
津崎 伸宏

2 略 歴

学 歴

昭和57年 3月

経 歴

昭和59年11月

昭和61年12月

平成26年10月

提案理由 固定資産評価審査委員会委員宮本伸一氏が、本年11月29日に任期満了のため。

健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 4 年度決算に関する健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 5 年 9 月 1 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

1 健全化判断比率 (単位：%)

健全化判断比率	令和 4 年度	令和 3 年度	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
実質赤字比率	— (△7.67)	— (△9.94)	12.57	20.00
連結実質赤字比率	— (△22.18)	— (△25.64)	17.57	30.00
実質公債費比率	9.1	8.9	25.0	35.0
将来負担比率	9.3	10.5	350.0	

備考 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」と表示し、参考値として黒字の比率を（△）で示す。

2 資金不足比率 (単位：%)

特別会計の名称	令和 4 年度	令和 3 年度	経営健全化 基 準
玉名市浄化槽整備事業特別会計	— (△33.9)	— (△19.5)	20.00
玉名市水道事業会計	— (△152.2)	— (△163.6)	20.00
玉名市公共下水道事業会計	— (△127.9)	— (△130.5)	20.00

玉名市農業集落排水事業会計	— (△75.1)	— (△96.6)	20.00
---------------	--------------	--------------	-------

備考 資金不足額がない会計については「—」と表示し、参考値として資金余剰金の比率を(△)で示す。




報告第12号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年9月1日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

- 1 専決番号 専決第10号（令和5年8月10日専決）
- 2 損害賠償の相手方 

- 3 損害賠償額 93,566円
- 4 和解事項 当事者双方は、今後本件に関して裁判上又は裁判外において、一切の異議及び請求の申立てを行わない。
- 5 事故の概要 令和5年7月15日午後3時頃、市道岩崎橋玉高通線（玉名市岩崎1295番1付近）において、氏が運転する乗用車が、路上に生じた舗装陥没箇所接触到し、左前輪のタイヤ及びホイールが破損したものである。